

川崎スキー協会

規約・規程集

【目次】

川崎スキー協会規約	… 1 ページ
会計規程	… 7 ページ
役員選出規程	… 10 ページ
上部団体派遣役員選出規程、技術員評価基準	… 12 ページ
表彰規程	… 14 ページ
慶弔規程	… 15 ページ

2014年6月1日

2017年6月1日

2018年6月1日

2022年6月25日

川崎スキー協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は川崎スキー協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は事務所を総務担当副理事長宅に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本協会は川崎市内のスキー（以下スキーの表記はスノーボードを含む）団体の総合体として公益財団法人川崎市スポーツ協会および公益財団法人神奈川県スキー連盟に加盟し、所属団体の発展・向上を目指すと共に、スキーを通じ市民の体位向上とスキー技術の普及・発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スキー大会、スキー教室並びに各種検定会等の開催。
- (2) 各種啓発活動並びに所属会員の資質向上のための諸行事の開催。
- (3) 所属団体の強化発展と相互の連携・強化を図ること。
- (4) 安全なスキーの普及のため資料・情報の提供。
- (5) 加盟団体の諸事業への積極的な参加。
- (6) その他、本協会の目的達成に必要な一切の事業。

第4章 加入、脱退及び除名

(加入)

第5条 本協会に加入しようとする団体は、下記事項を明記した申込書に会則を添付し、別に定める入会金及び年度会費を添えて会長に申し出るものとする。

- (1) 団体の名称。
- (2) 事務所の所在地および連絡先。
- (3) 代表者氏名および役員名簿。

(脱退)

第6条 本協会から脱退しようとする所属団体は、その理由を会長に申し出なければならない。
2. 所属団体が、年度会費を当該年度の3月31日までに納入しないときは脱退したものとする。

(除名)

第7条 本協会の所属団体が次の名号に該当するときは、常任理事会で審議し、理事総会で決議のうえ除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を著しく毀損したとき。
- (2) 本協会の目的に反する行為があったとき。

第5章 権利及び義務

(扱い)

第8条 本協会に加入する団体は、第5条の加入手続きを終了した翌日から仮所属団体として扱い、権利および義務が発生するものとする。至近の常任理事会で報告し、理事総会で承認を得る。

(権利)

第9条 所属団体は次の権利を有する。

- (1) 代表をもって理事総会に参加すること。
- (2) 本協会を通じ公益財団法人神奈川県スキー連盟に所属すること。
- (3) 公益財団法人神奈川県スキー連盟の承認を得て公認講習会、競技会の開催並びに公益財団法人全日本スキー連盟各種公認検定会を開催すること。
- (4) 所属団体の会員は、公益財団法人神奈川県スキー連盟の主管する各種スキー大会並びに検定会に推薦を受けて参加すること。

(義務)

第10条 所属団体は次の義務を負う。

- (1) 本協会、公益財団法人神奈川県スキー連盟および公益財団法人全日本スキー連盟の規約、規程を遵守すること。
- (2) 本協会の理事総会の議決に従うこと。
- (3) 第5条1～3号に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ること。

第6章 資産及び会計

(資産および会計)

第11条 本協会の資産並びに収入は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産およびその果实。
- (2) 年度会費および入会金。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 各種補助金および寄付金。
- (5) その他の収入。

(管理)

第12条 本協会の資産は会長が管理し、事業執行に要する費用は前条の収入をもって理事総会の決定により支弁する。

(会計及び年度)

第13条 本協会の会計年度は、毎年6月1日より始まり、翌年5月31日に終わる。

2. 別途定める会計規程により、期日までに処理する。

(会費の納入)

第14条 所属団体は別に定める会計規程に基づき年度会費を所定の期日までに納入しなければならない。

(予算)

第15条 本協会の予算は、常任理事会が編成し理事総会の議決を得るものとする。

(決算)

第16条 本協会の決算は、監事の監査を得て常任理事会の審議を経て理事総会の承認を要する。

(剰余金および特別会計)

第17条 会計年度の終わりにおいて剰余金があるときは、これを次年度に繰り越すものとする。

2. 本協会は必要に応じ特別会計を設けることができる。ただし、至近の理事総会の承認を要するものとする。

第7章 役員

(役員)

第18条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名。
- (2) 副会長1名以上3名以内。
- (3) 理事長1名。
- (4) 副理事長3名(総務部長、教育部長、競技部長とする)。
- (5) 常任理事(所属団体数以内とする)。
- (6) 上部団体派遣理事 若干名。
- (7) 理事 所属団体より2名。
- (8) 監事2名。

(役員を選出)

第19条 役員を選出は次による。

- (1) 第18条の役員は、別に定める役員選出規程により役員候補者が選出され、常任理事会に推挙される。
- (2) 常任理事会では、審議の上、理事総会に推挙する。
- (3) 上部団体派遣理事は、別に定める上部派遣団体役員選出規程により選出された上部役員派遣役員の中から、上部団体の役員として承認された後、至近の常任理事会で決定する。
- (4) 理事は所属団体より2名推挙する。ただし、常任理事を推薦している場合は、その数を減ずることができる。
- (5) 前各号以外に会長は必要により会長推薦による役員を推挙することができる
- (6) 役員に欠員が生じた場合は会長の指名する者を常任理事会で選出し至近の理事総会で決定する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第20条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は本協会を代表して会務を執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けるときはこれを代理する。
- (3) 理事長は理事総会の議決に基づき会務を掌理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるとき、または欠けるときはこれを代理する。
- (5) 常任理事は理事長、副理事長を補佐し会務を執行する。
- (6) 上部団体派遣役員は理事長、副理事長および常任理事を補佐し、特に上部団体における情報を把握し、会務へ反映し執行する。
- (7) 理事は常任理事を補佐し会務を執行する。
- (8) 監事は会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第21条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とする。ただし重任・再任を妨げない。
- (2) 役員は任期満了しても後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第8章 名誉役員

(名誉会長・常任顧問・顧問・参与・技術顧問)

第22条 本協会に名誉会長、常任顧問、顧問、参与及び技術顧問をそれぞれ若干名置く。

- (1) 名誉会長は前会長とし、諸会議および諸行事に出席し意見を述べるができる。
- (2) 常任顧問は、本協会または上部団体で特に功労のあった者の中から常任理事会の推薦を受け理事総会の決議により委嘱するものとし、諸会議および諸行事に出席し意見を述べると共に会長の諮問に応じる。
- (3) 顧問は、スキー界に対し特に功労のあった者の中から常任理事会の推薦を受け理事総会の決議に従って会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
- (4) 参与は本協会に功労のあった者の中から、常任理事会の決議をもって推薦した者につき会長が委嘱し常任理事会の諮問に応じる。
- (5) 技術顧問は公益財団法人全日本スキー連盟技術員、公益財団法人神奈川県スキー連盟教育本部専門委員の経験者、または各種競技会で優秀な成績を修めた者の内、その技術が卓越し本協会のスノースポーツ技術発展に貢献した者の中から常任理事会の議決をもって推薦した者について会長が委嘱し、諸会議及び諸行事に出席し意見を述べると共に会長の諮問に応じる。
- (6) 協会およびスノースポーツの普及発展に対し著しい貢献があった者は、本条(1)にかかわらず、会長が常任理事会にて推進し承認を受け、理事総会の決議により、名誉会長に任命することができる。

第9章 理事総会

(総会)

第23条 理事総会は本協会の最高議決機関である。

2. 理事総会は毎年6月に会長が召集する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または所属団体の半数以上からその目的を示した書類により会長に申し出があったとき、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

(構成)

第24条 理事総会は、本規約第18条に定める役員で構成し、議長は2名を互選で選出する。

(議事)

第25条 理事総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員任免。
- (2) 事業報告並びに決算。
- (3) 事業計画並びに予算。
- (4) 新規加入団体の承認並びに脱退及び除名。
- (5) 本規約の改廃。
- (6) その議決を要する重要な事項。

(総会の成立)

第26条 理事総会は構成員数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状をもって定数に達したときはこれを成立とする。

2. 議事は、出席者の過半数をもってこれを決定する。

(議案)

第27条 総会を召集するときは少なくとも2週間前に日時・場所・議題を明記して通知しなければならない。

2. 所属団体に総会に提案する事項のあるときは、毎年4月末日までに議案並びにその理由を付し会長に提出しなければならない。

第10章 常任理事会、役員会、専門委員会

(常任理事会)

第28条 常任理事会は本協会の執行機関として次の会務を執行する。

- (1) 事業報告並びに決算。
- (2) 事業計画並びに予算。
- (3) 当面する事務の処理。
- (4) 理事総会の決定事項の執行。
- (5) 新規加入団体の仮承認に関する事務処理と登録事務。
- (6) 会議準備（特に議案の作成）。
- (7) 本規約で定める役員の推挙並びに上部団体等への派遣役員の決定。
- (8) 諸規程の改廃。
- (9) その他必要な事項。

(運営)

第29条 常任理事会は総務部、教育部、競技部をもって運営する。各部の主な業務を次のように定める。

- (1) 総務部は財務および庶務に係わる任務の企画、立案並びに推進等。他の部に属さない案件全て。
- (2) 教育部はスキーの普及、発展強化に係わる行事の企画、立案並びに運営等。
- (3) 競技部は競技スキーの普及、発展強化に係わる行事の企画、立案並びに運営等。

(構成)

第30条 常任理事会は上部団体派遣理事および監事を含む常任理事以上の役員で構成し、その議長は理事長がこれに当たる。

(召集)

第31条 常任理事会は必要に応じて会長が召集する。ただし、3分の1以上の常任理事より会議の目的を示す請求があったとき、会長は直ちにこれを召集しなければならない。

(議決)

第32条 常任理事会の議事は出席者の過半数をもってこれを決定する。

(役員会)

第33条 本協会の円滑な業務運営のため、副理事長以上の役員会を設置することができる。

2. その構成メンバーはその都度会長が定め、召集する。

(専門委員会)

第34条 本協会は常任理事会の決定により各種専門委員会を設置することができる。

第11章 規約類の定義・制定・改廃

(規約類の定義)

第35条 本協会は円滑な運営をはかるための規程を以下のように設ける。規程は規約を遵守した上、常任理事会で決定し、理事総会の承認を得るものとする。

- (1) 規約：本協会の基幹となるものを規約と称する。
- (2) 規程：本協会事業運営上、特に定めておく必要のある約束ごとを規程と称する。

(規約の制定・改廃)

第36条 規約類の制定、改廃は以下のとおりとする。

- (1) 規約：本規約は、理事総会において出席者数の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 規程：本規程は、常任理事会において過半数の同意を得なければならない。

第12章 補則

(補則)

第37条 本規約の執行は平成7年6月1日よりとする。

(平成10年6月1日 改定)

(平成17年6月1日 改定)

(平成23年6月1日 改定)

(平成26年6月1日 改定)

(平成30年6月1日 改定)

(令和4年6月25日改定)

会 計 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、規約第6章の定めにより、協会の会計処理を適性かつ円滑に行ない、財政状態を明らかにすると共に、協会の健全な運営を図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 次に掲げる事項については、別に定める場合を除き、本規程の定めによる。

1. 会計帳簿の記帳、整理、財政諸表の作成に関する事項。
2. 現金、預金の出納、保管に関する事項。
3. 予算及び決算に関する事項。
4. 特別会計処理に関する事項。
5. その他一般会計処理に関する事項。

(管理区分)

第3条 本協会の資産管理区分は「什器備品」、「一般会計」、「特別会計」に分けて行なうものとする。

1. 「什器備品」は、協会の所有する什器備品の管理。
2. 「一般会計」は、協会の通常活動に関する会計。
3. 「特別会計」は、特に目的を定めて実施する事業活動に関する会計。

(会計担当理事)

第4条 理事長は、会計担当理事を定め会計事務を執行させる。

(規格外事項)

第5条 本規程に定めない事項については、理事長の承認を得て処理するものとする。

勘 定 科 目 及 び 会 計 帳 簿

(勘定科目)

第6条 協会の会計処理に必要な勘定科目は、別に定める。

(会計帳簿)

第7条 協会の会計帳簿は、次に上げるものとする。

総勘定元帳

- (1) 現金出納帳。
- (2) 預金出納帳。
- (3) その他。

(会計処理)

第8条 すべての入出金は、証拠書類（領収書等）に基づいて処理しなければならない。

(書類の保存期限)

第9条 会計に関する帳簿及び保存期間は、決算日を起算とし、次の通りとする。

- (1) 財務諸表 5年。
- (2) 会計帳簿 5年。
- (3) 会計帳簿以外の書類 3年。

2. 保存期間を経過した書類は、常任理事会での確認後、これを処分する。

金 銭 出 納

(金銭の範囲)

第10条 本規程において金銭とは、現金、諸預貯金、小切手、郵便振替証書、その他随時通貨と引き替えることが出来る証書をいう。

2. 有価証券等は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(金融機関との取引)

第11条 取り引き金融機関指定又は、取り消しについては理事長の承認を得なければならない。

2. 預金の名義は“川崎スキー協会会計担当〇〇〇〇”とする。(〇〇〇〇 は会計担当者名)

(金銭の保管)

第12条 金銭は全て取り引き金融機関に預け入れる等の確実な方法により保管しなければならない。ただし、小口の支払い業務上必要な手許現金はこの限りでない。

(金銭の残高照会)

第13条 規金及び預貯金は随時残高を照合し、その正確さを期さなければならない。

(現金過不足)

第14条 現金に過不足が生じた場合、会計担当理事は遅滞なくその原因を調査し、その措置については理事長に報告し、その指示を仰がなければならない。

予 算 及 び 予 算 の 執 行

(予 算)

第15条 本協会の収支は、一般会計、特別会計を問わず、全てこれを予算に組み入れなければならない。

(予算の作成)

第16条 各担当副理事長は、その所掌にかかる次年度の収入、支出の見積りに関する書類を作成し常任理事会の決議を得なければならない。

(予算の執行)

第17条 理事会において成立した予算のうち、経常経費のほかは一切の経費について、理事総会での予算承認以前に執行することはできない。

2. 常任理事会は、理事総会で承認された予算に基づき、本協会の会務を執行するものとし、当該予算が計画的に執行されるよう、収入、支出について適切な調整を行わなければならない。

(予備費)

第18条 予算外の支出又は、予算超過の支出に当てるために予備費を計上することが出来る。予備費を必要とする時は、常任理事会の承認を得るものとする。

(予算の超過支出)

第19条 予算額を超す経費の支出については、あらかじめ常任理事会の承認を得ること。ただし、緊急の場合は、理事長の承認を得て、事後常任理事会に報告しなければならない。

(予算科目の新設)

第20条 予算成立後に、新たに発生した科目で、以後恒常的に発生すると思われるものについては随時常任理事会の承認を得て新設することができる。

決 算

(決算書の作成)

第21条 会計担当理事は、会計年度終了後すみやかに一般会計ならびに特別会計における次の決算書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 財産目録
- (3) その他の付属明細書

2. 会計担当理事は、各担当副理事長に対し、決算書を作成するために必要な資料の提出を求めることができる。

(監 査)

第22条 常任理事会は、前条の決算書類に支出明細書および、支払証拠書(領収書等)を添付して監事に提出し、当該会計年度終了後速やかに監査をうけなければならない。

(報 告)

第23条 会計担当理事は、前条により監査をうけた決算書類の決算内容について、常任理事会に報告し、常任理事会は決算報告を理事総会に報告し、その承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は常任理事会において決定し、至近の理事総会に報告する。

特 別 会 計

(目 的)

第25条 本協会は、協会規約第6章第17条2項により必要に応じ特別会計を設ける。

2. 特別会計は、収支及び資産管理を別途明確化する必要がある項目について設定する。
3. 特別会計は、その項目ごとに会計規程に準じて管理し、承認を得なければならない。

(付 則)

1 この規程は平成7年6月1日から施行する。

(平成26年6月1日 改定)

役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎スキー協会（K S Aと言う。）役員を選任にあたり、各所属団体の利害を超越し真に組織人としてK S Aの目的達成のために貢献する人物を、役員候補者（以下候補者という。）として選出することを目的に、川崎スキー協会規約第19条により定める。

(候補者の資格)

第2条 次の各号に該当する者とする。

- (1) 所属団体5年以上にわたって所属していること。
- (2) 年齢25才以上65才未満であること。
- (3) 継続して5年以上S A J会員（以下会員という）であること。
- (4) 役員候補選出委員会（以下委員会という）が認めた者については、(1)～(3)に該当しなくても候補者となることができる。

(役員候補選出委員会の設置)

第3条 川崎スキー協会規約第18条の役員の候補者を選出するために委員会をおく。

(委員の選任及び定数)

第4条 委員会を構成する委員は、次の通りとする。

- (1) 会長。
- (2) 副会長（全員）。
- (3) 理事長。
- (4) 副理事長（3名）。
- (5) 名誉会長。
- (6) 常任顧問（技術顧問含む）より1名（会長が指名する）。
- (7) 有識者（必要によりその都度会長が指名する）。

(委員長、副委員長、書記)

第5条 委員会は会長が委員長をつかさどる。

2. 副会長から1名副委員長を選出する。
3. 委員の中から書記1名を置き、議事録を作成する。

(委員会の召集・開催)

第6条 委員会の召集は会長が行う。

2. 委員会は委員総数の2分の1以上の出席により開催できる。委任は認めない。
3. 委員長は必要とする者の出席、または意見を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は役員の任期と同期間とする。

(候補者の選出方法)

第8条 所属団体は、候補者を推薦する。ただし、推薦は、本規程第2条(1)～(3)に該当する者とする。

2. 委員会は話し合いにより、所属団体から推薦のされた者の中から、次により候補者を順次選出する。
 - (1) 会長。
 - (2) 副会長（1名以上3名以内）。
 - (3) 理事長。
 - (4) 副理事長（3名）（総務部長、教育部長、競技部長）。
 - (5) 監事（2名）。
 - (6) 常任理事。
 - (7) 理事。
3. 選出にあたり委員会は本人の同意を得るものとする。
4. 委員会は、候補者を常任理事会に推挙する。

(委員会)

第9条 委員会は非公開とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は常任理事会の議決による。

(付 則)

1. この規程は平成26年6月1日から施行する。
(平成30年6月1日 改定)

上部団体派遣役員規程

(目的)

第1条 本規程は川崎スキー協会（以下KSAという。）の運営を円滑に執行するため上部団体派遣役員等の選出について定める。

(上部組織)

第2条 本規程で定める上部団体とは以下のものをいう。

- (1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会（以下スポーツ協会という。）
- (2) 公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという。）
- (3) その他常任理事会で必要と認める団体。

(スポーツ協会)

第3条 スポーツ協会は以下の通りとする。

- (1) 理事
原則としてKSA役員（理事及び監事を除く）の中から選任し、常任理事会の議決を経る。
- (2) 評議員
原則としてKSA役員（理事及び監事を除く）の中から選任し、常任理事会の議決を経る。
- (3) 前1、2号にかかわらず、KSA役員以外の者を推薦する場合は常任理事会の議決を経て、理事総会へ報告しなければならない。

(SAK役員、各専門員)

第4条 SAK役員は以下の通りとする。

- (1) 会長、副会長、理事、監事
KSAの各所属団体から推薦された者の中から、SAK役員選出規程により選出された者を派遣役員とする。
- (2) 評議員
KSA役員で常任理事以上がその任にあたる。
- (3) 専門員（総務本部、教育本部、競技本部）
KSAの各所属団体から推薦された者の中から常任理事会で選任する。
なお、教育本部専門員への推薦者数がSAKの定める定員より多い時は、別に定める「技術員評価基準例」を参考に選考する。
- (4) その他
常任理事会が認めた者。

(SAK会長推薦)

第5条 所属会員の中でSAK会長等より上部団体役員の推薦を受けた場合は、KSAは、その経緯を掌握し常任理事会で推薦し、理事総会へ報告する。

(派遣役員の交代、解任)

第6条 派遣役員の交代及び解任は以下の通りとする。

役員、評議員、専門員の交代は上部団体の規程通りとして、常任理事会で審議決定する。

2. その任期は前任者の残任期間とする。
3. 解任は上部団体からの通知をもって行い、至近の常任理事会の議決を経る。
4. その他は役員会の議決を経て、至近の常任理事会へ報告する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、常任理事会の議決による。

(付 則)

1. この規程は平成26年6月1日から施行する。

【技術員評価基準例】

	技術員評価 項目
1	技術レベルは技術員にふさわしいか
2	技選で60位(女子30位)くらいに入るか
3	スキー界の情報収集をしているか
4	技術習熟に意を用いているか
5	協会へのバックフォローがあるか
6	指導員として尊敬されているか
7	指導力があるか
8	指導方法に創意・工夫をしているか
9	学習に意欲があるか
10	協調性があるか
11	自己中心的はないか
12	将来像を持っているか
13	組織を大切にできるか
14	指導員の資格があるか
15	A・B級公認検定員資格を持っているか
16	会員登録がなされているか

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会の事業遂行またはスキー（以下、スノーボードを含む）界のために貢献した個人並びに団体を表彰する事を目的とする。

(表彰の種類及び区分)

第2条 表彰の種類及び区分は、次のとおりとする。

1. 表彰状・・・功労のあったものに贈る。
2. 感謝状・・・事業遂行に功績のあったものに贈る。

(表彰の選定基準)

第3条 この規程により表彰を受けるものは、次の各項のいずれかに該当するもので、常任理事会で承認された個人及び団体とする。

1. 多年にわたり会員として特に顕著な功績があったと認められる者。（ただし、所属団体の推薦によるものとする）
2. 全日本レベルおよび神奈川県の種類大会において入賞した者。
3. 川崎市におけるスキーの健全な普及活動のため特に功績のあった者。

(表彰の授与)

第4条 表彰は、本協会の創立記念祝典または常任理事会で定める機会において、表彰状または感謝状および記念品を贈呈するものとする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は常任理事会において決定し、至近の理事総会に報告する。

(付 則)

1. この規程は平成7年6月1日から施行する。

(平成26年6月1日 改定)

慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本協会の慶弔贈呈に関する具体的な処理について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本規程による慶弔贈呈の対象範囲は、次の通りとする。

- (1) 本協会の役員（常任理事以上）。
- (2) 本協会の名誉役員。
- (3) 本協会の上部団体派遣役員。
- (4) 本協会の所属団体長。
- (5) 上部団体。
- (6) その他常任理事会が認めたもの。

(種類)

第3条 慶弔金品は次の通りとする。

1. お祝い金

- (1) 上部団体記念事業……10,000円。
- (2) 他協会記念事業お祝い…10,000円。
- (3) 祝電…本協会に案内があったものについては、会長、理事長判断とする。

2. お悔やみ

- (1) 供花・生花…協会役員、名誉役員、上部派遣役員本人死亡…15,000円相当。
- (2) 弔慰金…本協会に案内があったものについては、会長、理事長判断とする。
- (3) 弔電…本協会に案内があったものについては、会長、理事長判断とする。

3. 災害見舞金

- (1) 災害見舞金は自治体の災害基準を参考にし、常任理事会決定する。
- (2) 必要に応じ、常任理事会決定に基き義援金、救援、支援、復興活動等へ対応する。

4. その他

- (1) 本協会に著しい功労のあった者は、会長、理事長判断とし、直近の常任理事会に報告する。
- (2) 本規程に定めのない事項は理事長承認を得て、常任理事会で決定する。
(本協会に案内があったもののみ)

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、常任理事会の決議による。

(付則)

1. この規程は平成7年6月1日から施行する。

(平成26年6月1日 改定)

(平成29年6月1日 改定)